



横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針（仮称）

（素案）

平成22年9月

横浜市教育委員会

はじめに

横浜市立小・中学校の通学区域制度と学校規模については、平成15年12月に策定した「横浜市立小・中学校の規模及び配置の適正化並びに通学区域制度の見直しに関する基本方針」に基づき、適正化を推進しています。

平成15年の策定以降、小規模校の再編統合、過大規模校の対策等を進めてきており、取組推進による成果もあがってきました。しかし、取組が進捗してきたことで、現行の基本方針では解決できない新たな課題等も出てきています。

そこで、基本方針に基づき推進してきた事業の振り返りや現在の状況などを考慮したうえで、これまでの基本方針の見直しを行うため、平成21年9月に学識経験者・保護者代表・地域代表・学校関係者等からなる「横浜市立小・中学校の規模及び配置の適正化並びに通学区域制度の見直しに関する基本方針」検討委員会を設置し、延べ7回の検討委員会で議論していただきました。議論していただいた内容は、平成22年7月に新たな基本方針に向けた提言として教育委員会へ提出されました。

この検討委員会の提言を踏まえ、横浜市立小・中学校の教育水準の維持向上を引き続き図るため、このたび、教育委員会において「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針（仮称）」素案を作成しました。

今後、この素案を基に保護者をはじめとする市民の皆様のご意見をいただきながら、引き続き検討を進め、新しい基本方針を策定し通学区域と学校規模の適正化を推進します。

目次

第1章 現状	
1 これまでの児童・生徒数等の推移	3
(1) 児童・生徒数の推移	
(2) 行政区別児童・生徒数の増減	
(3) 1校あたりの児童・生徒数の推移	
(4) 通学区域変更件数の推移	
(5) 特別調整通学区域設定件数の推移	
(6) 指定地区外就学許可件数の推移	
(7) 通学区域特認校制度のこれまでの募集実績	
(8) 学校規模の推移	
2 今後の推移	9
(1) 今後の児童・生徒数の推移	
(2) 今後の小規模校、大規模・過大規模校の推移	
第2章 課題	
1 通学区域制度の課題	11
(1) 通学区域制度を取り巻く課題	
(2) 適正な通学距離について	
(3) 通学区域の弾力化の方策について	
2 学校規模及び配置の適正化の課題	12
(1) 適正な学校規模の考え方について	
(2) 大規模・過大規模校の対策について	
(3) 小規模校の対策について	
3 新たな課題	13
第3章 新たな通学区域制度並びに学校規模及び配置の適正化方策	
1 通学区域制度	14
(1) 通学区域制度の法的根拠	
(2) 通学区域制度の基本的な考え方	
(3) 通学区域設定にあたっての考え方	
(4) 通学区域の適正化方策	
(5) 通学区域の弾力化	
2 学校規模と配置の適正化	17
(1) 適正な学校規模の考え方	
(2) 学校規模の適正化方策	
3 その他の方策についての考え方	21
(1) 計画の策定	
(2) 情報の提供	
(3) 通学区域等に関する相談機能等	
(4) 基本方針の見直し	

第1章 現況

1 これまでの児童・生徒数等の推移

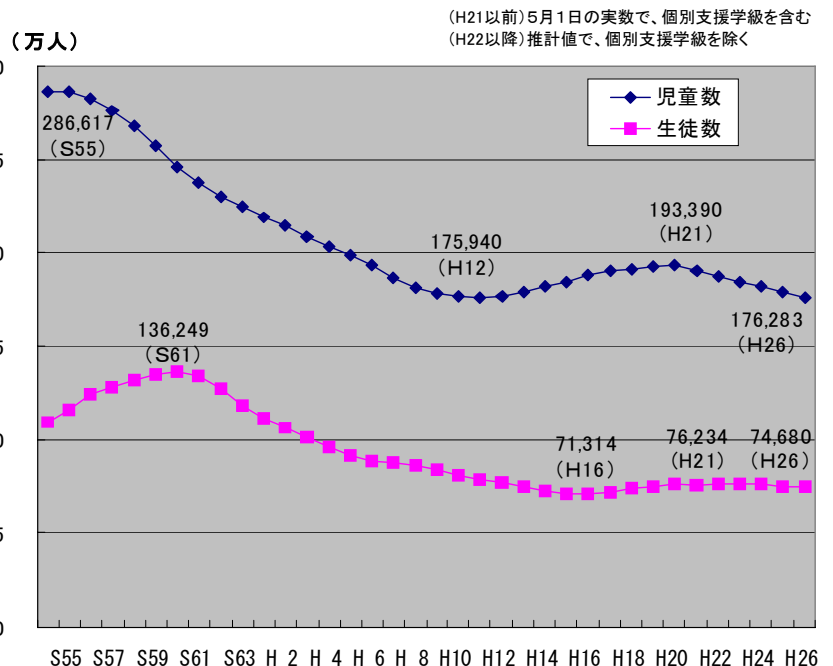
(1) 児童・生徒数の推移

横浜市の児童数は、昭和55年度の286,617人をピークに、その後平成12年度の175,940人まで減少を続け、ピーク時の約61%となっている。

平成13年度以降は緩やかな増加傾向にあり、平成21年度には193,390人とピーク時の約67%となっている。しかし平成22年度は192,629人と再び減少に転じている。

また、生徒数については、児童数のピークより6年遅れて昭和61年度の136,249人をピークに、減少を続け、平成16年度には71,314人となり、ピーク時の約52%となっている。その後はやや増加傾向が見られ平成21年度には76,234人と約56%になっている。

＜横浜市立小・中学校の児童・生徒数の推移＞

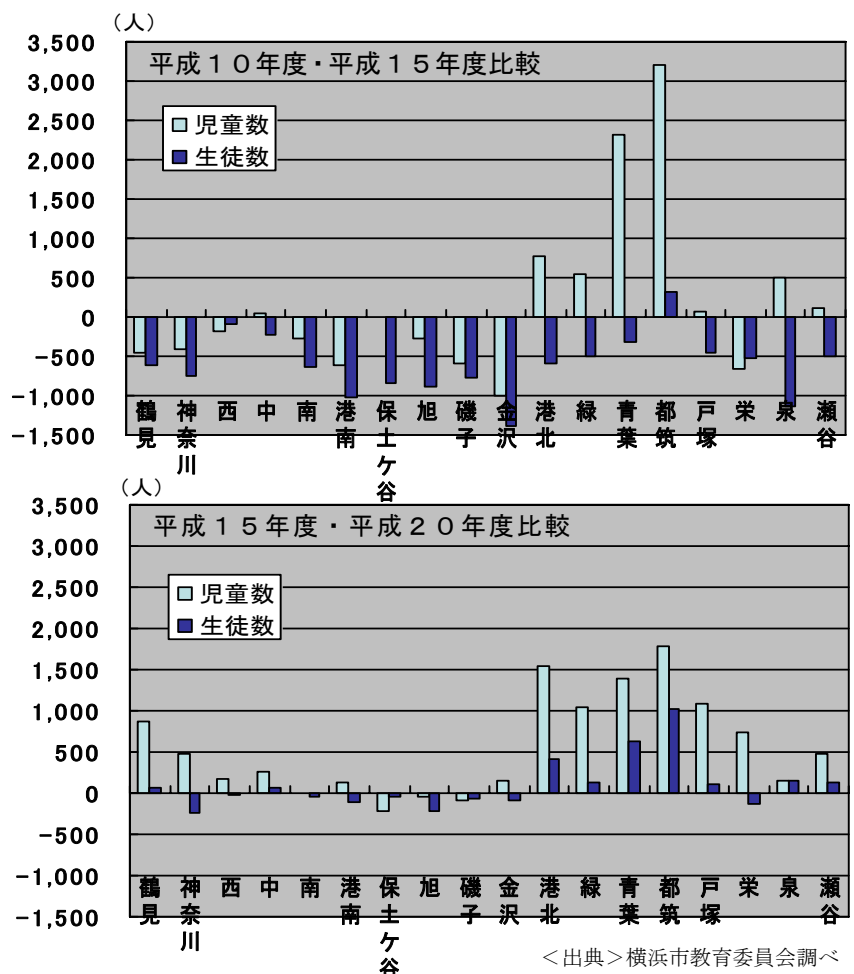


＜出典＞横浜市教育委員会調べ

(2) 行政区別児童・生徒数の増減

平成10年度から15年度にかけては、港北区、緑区、青葉区、都筑区等で大規模集合住宅建設等により児童・生徒数が大きく増加する一方、他区では減少している状況であった。

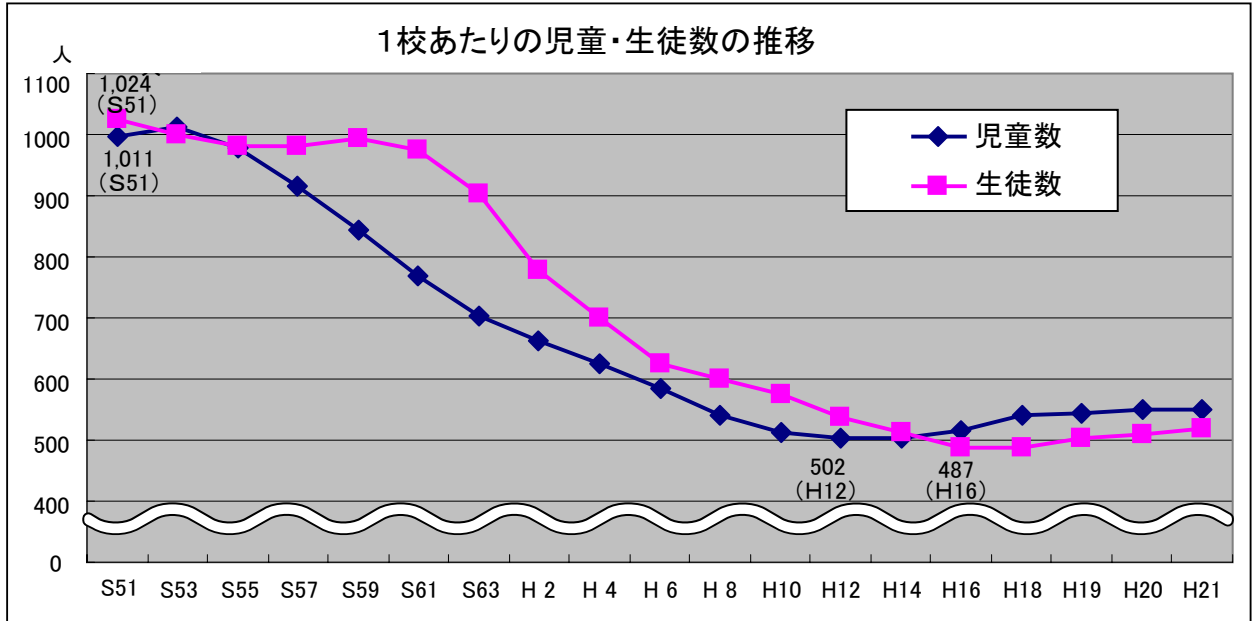
平成15年度から20年度にかけては、他区でも、一部増加に転じる区もあるなど、児童・生徒数の減少に歯止めがかかっている状況が見られる。



＜出典＞横浜市教育委員会調べ

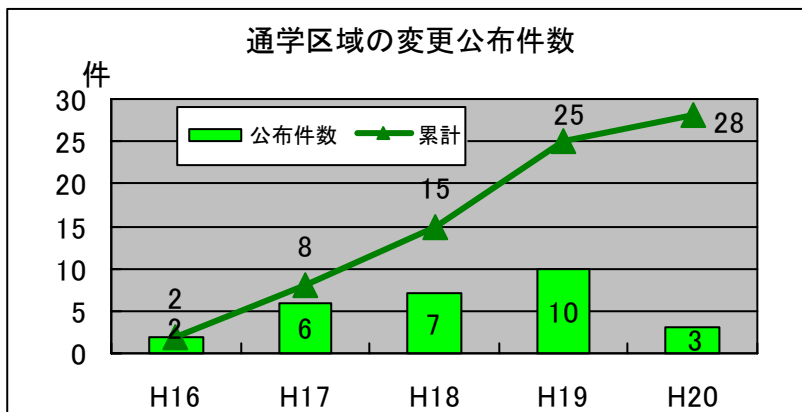
(3) 1校あたりの児童・生徒数の推移

児童・生徒数のピーク時には、1校あたり1,000人を越えていたが、現在では児童・生徒数ともに1校あたり約500人となっている。



<出典>横浜市教育委員会調べ

(4) 通学区域変更件数の推移



<出典>横浜市教育委員会調べ

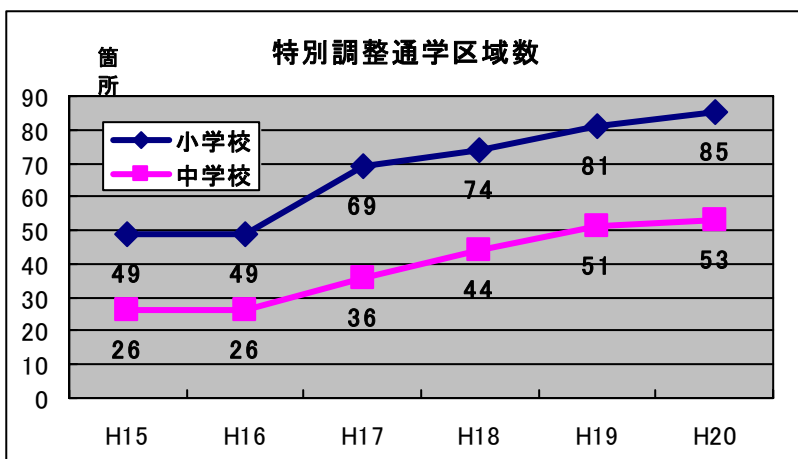
平成16年度から平成20年度の累計変更件数は28件となっている。

(新設校・再編統合に伴う変更、通学区域未指定住所・住居表示に伴う通学区域の指定を除いた件数)

(5) 特別調整通学区域設定件数の推移

※特別調整通学区域制度

学校の施設及び、通学路の状況等を考慮し、指定校(正規校)又は教育長が定める指定校以外の学校(受入校)のいずれかを選択できる制度



平成15年度から平成20年度の間で、設定箇所数は小学校85箇所、中学校53箇所に増加している。

<出典>横浜市教育委員会調べ

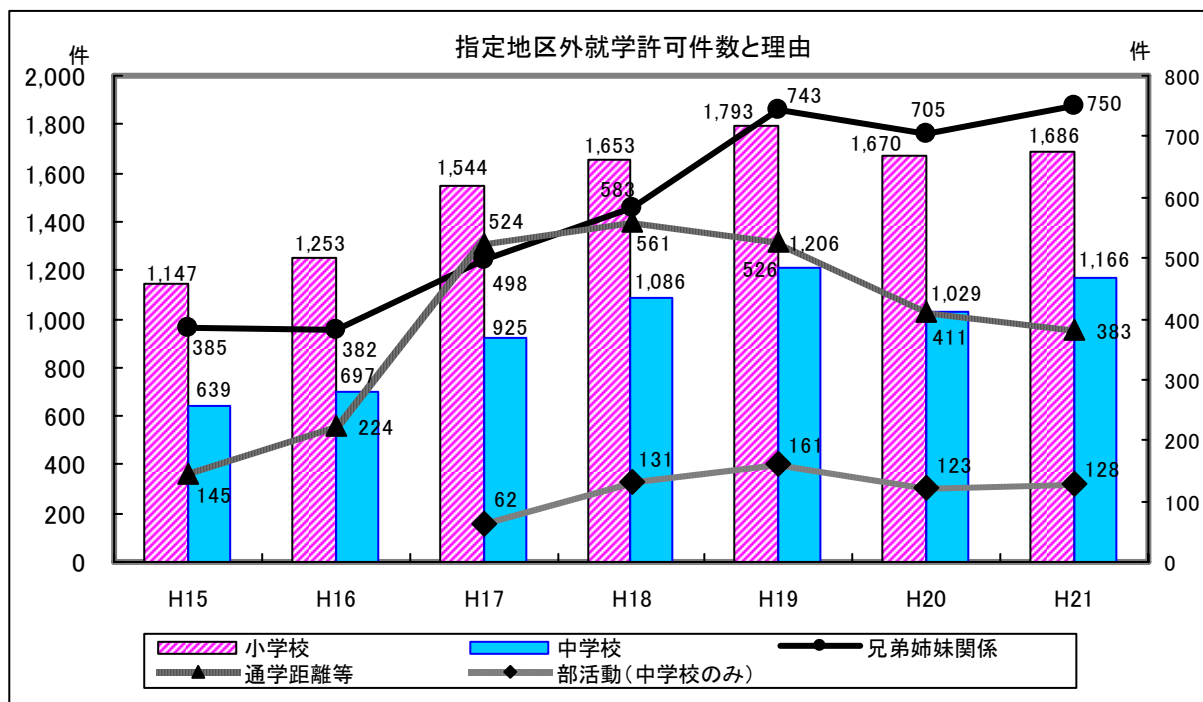
(6) 指定地区外就学許可件数の推移

許可理由の基準の緩和、および手続きの簡素化を開始した平成16年度以降、許可件数は小・中学校ともに増加している。

(平成15年度との比較で、およそ1.5倍の許可件数)

※指定地区外就学許可制度

児童・生徒のおかれた個々の事情を判断し、住所によって指定された学校以外の学校に通学することができる制度。



		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
校種別件数	小学校	1,147	1,253	1,544	1,653	1,793	1,670	1,686
	中学校	639	697	925	1,086	1,206	1,029	1,166
許可理由	兄弟姉妹関係	385	382	498	583	743	705	750
	通学距離等	145	224	524	561	526	411	383
	部活動(中学校のみ)	0	0	62	131	161	123	128

<出典>横浜市教育委員会調べ

<指定地区外就学に該当する許可理由と許可手続き>

指定地区外就学に該当する理由	許可手続き
<p>a. 新入学時、転入学時において、指定された学校が遠距離（指定校までの距離が、小学生は片道2km以上、中学生は片道3km以上）にあるため、指定校よりも近くの学校に通学を希望する場合。</p> <p>b. 病気等のため指定された学校ではなく、近くの学校に通学を希望する場合。</p> <p>c. いままで通学していた学校の通学区域外に引っ越したが、通学等に支障がないので、引き続き従前の学校に通学を希望する場合。</p> <p>d. 保護者が共働き等で帰宅後監護者がいないため、学童保育所、自営店舗など下校後に生活する区域の学校に通学を希望する場合。</p> <p>e. 既に兄弟姉妹が区長の許可を受け、指定された学校以外の学校に通学しているため、兄弟姉妹と同じ学校に通学を希望する場合。</p>	<p>通学を希望する学校の校長承諾を得た後、住民登録をしている区役所で許可手続きが必要</p>
<p>f. 学年途中で引っ越し予定があり、通学等に支障がないので、あらかじめ引っ越し先の区域の学校に通学を希望する場合。</p> <p>g. 自宅の新築、改築に伴い、通学している学校の通学区域外に一時的に引っ越すが、通学等に支障がないので、引き続き従前の学校に通学を希望する場合。</p>	<p>住民登録をしている区役所で許可手続きが必要 (学校長の承諾は不要)</p>
<p>h. 中学校新入学時、転入時において、小学校時代若しくは転入直前の中学校で、部活動として、特定の文化・スポーツ活動に取り組んできたが、指定された中学校に従前から取り組んでいた内容の部活動が設置されていないため、希望する部活動への入部を前提に、その部活動のある近隣の中学校のうち自宅から最も近くの中学校に通学を希望する場合。</p> <p>i. 上記以外の理由により指定された学校以外の学校に通学を希望する場合で、指定された学校と通学を希望する学校の両校長が児童・生徒等の具体的な事情を考慮し教育的配慮を要すると判断したとき。</p>	<p>指定された学校と通学を希望する学校の両校長の承諾を得た後、住民登録をしている区役所で許可手続きが必要</p>

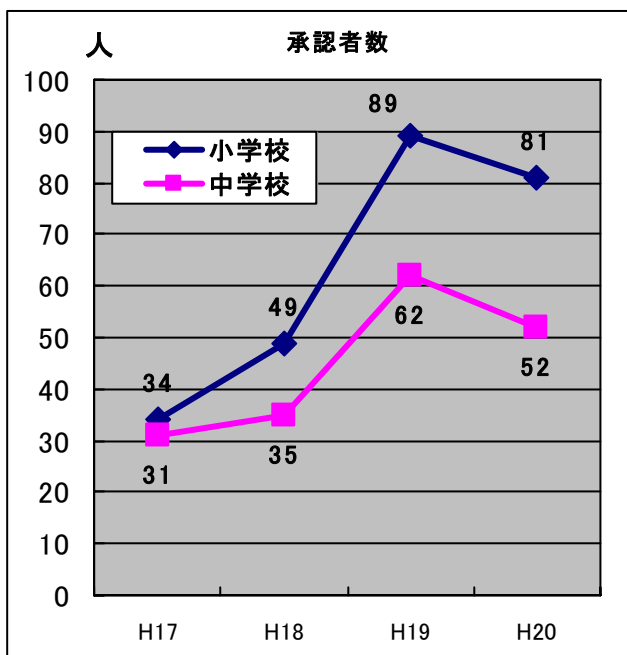
(7) 通学区域特認校制度のこれまでの募集実績

制度導入時と比べて、特認校指定校数、および就学承認者数は増加している。

平成17年度 指定校 7校、 承認者数 65人
→平成20年度 指定校12校、 承認者数 133人

※通学区域特認校制度

基礎・基本の習得など、必要な教育水準を備えたうえで、新たな取組を実践している学校「パイオニアスクールよこはま(PSY)」及びその指定を受けた実績があり引き続き特色ある教育を実践していく学校の中から、各学校からの発意や施設状況等により教育委員会が指定する学校について、保護者が、真にその通学区域特認校の有する特色の中で児童・生徒に教育を受けさせたいという場合に、通学区域外から通学状況等の条件について考慮したうえで、その通学区域特認校への就学を認める制度。



<出典>横浜市教育委員会調べ

【特色づくりの例】

・多文化共生、英語教育、地域参画、
小中一貫

【17年度募集校】(平成18年度入学)

7校(小4、中3) 小34、中31 計65人承認

【18年度募集校】(平成19年度入学)

10校(小7、中3) 小49、中35 計84人承認

【19年度募集校】(平成20年度入学)

11校(小8、中3) 小89、中62 計151人承認

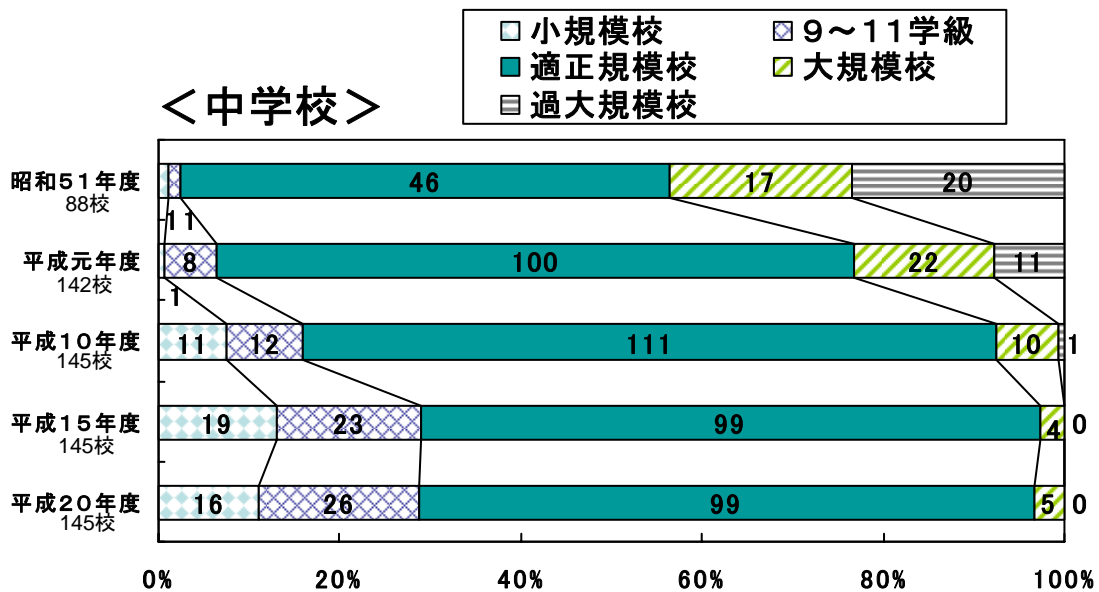
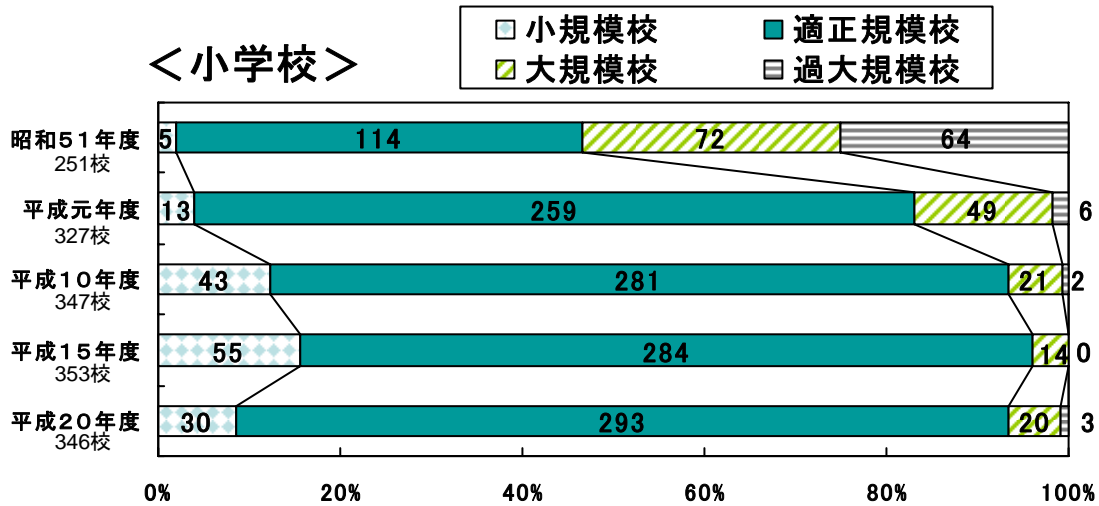
【20年度募集校】(平成21年度入学)

12校(小9、中3) 小81、中52 計133人承認

(8) 学校規模の推移

小規模校について、小学校では再編統合や児童数増により減少しているが、中学校では通学区域の広さにより再編統合が進まないことや、生徒数減などの理由から増加傾向にある。

また、大規模・過大規模校は長いスパンでは確実に減っているが、ここ数年はやや増加傾向が見受けられる。



< 出典 > 横浜市教育委員会調べ

2 今後の推移

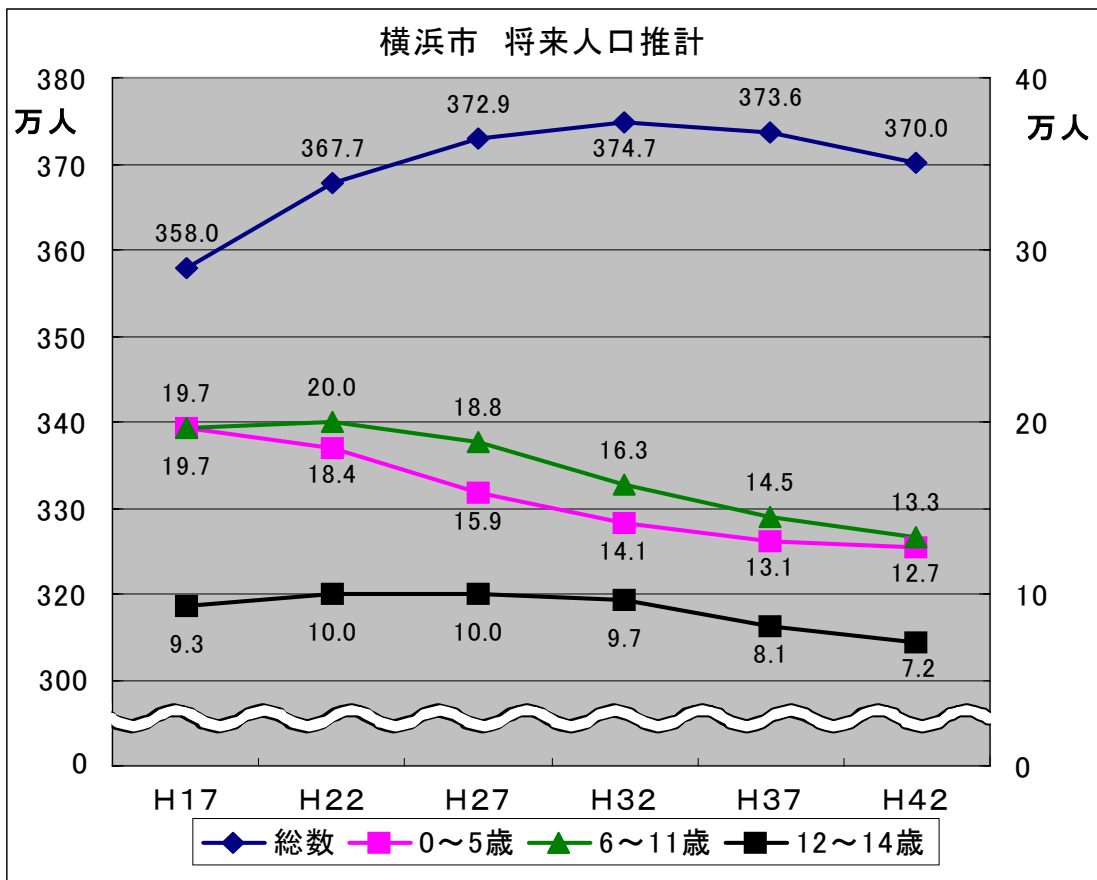
(1) 今後の児童・生徒数の推移

平成21年度義務教育人口推計では、小学校の児童数が、平成27年度まで減少していく傾向となっている。また、中学校の生徒数も緩やかに減少していく傾向になっている。

また、長期的な推計の『横浜市将来人口推計』によると、横浜市の総人口は今後も増加を続け、10年後の平成32年には374万人となり、ピークを迎えることになる見込みとなっている。

これに対して0～5歳の幼児数は、今後も一貫して減少していくと推測されている。また6～11歳の児童数や12～14歳の生徒数も減少していく見込みとなっている。

横浜市の人口は今後も増加傾向にあるが、年少人口（14歳以下の子どもの数）について、減少傾向にあり、数年後に年少人口減少期に転じていくことが予想される。

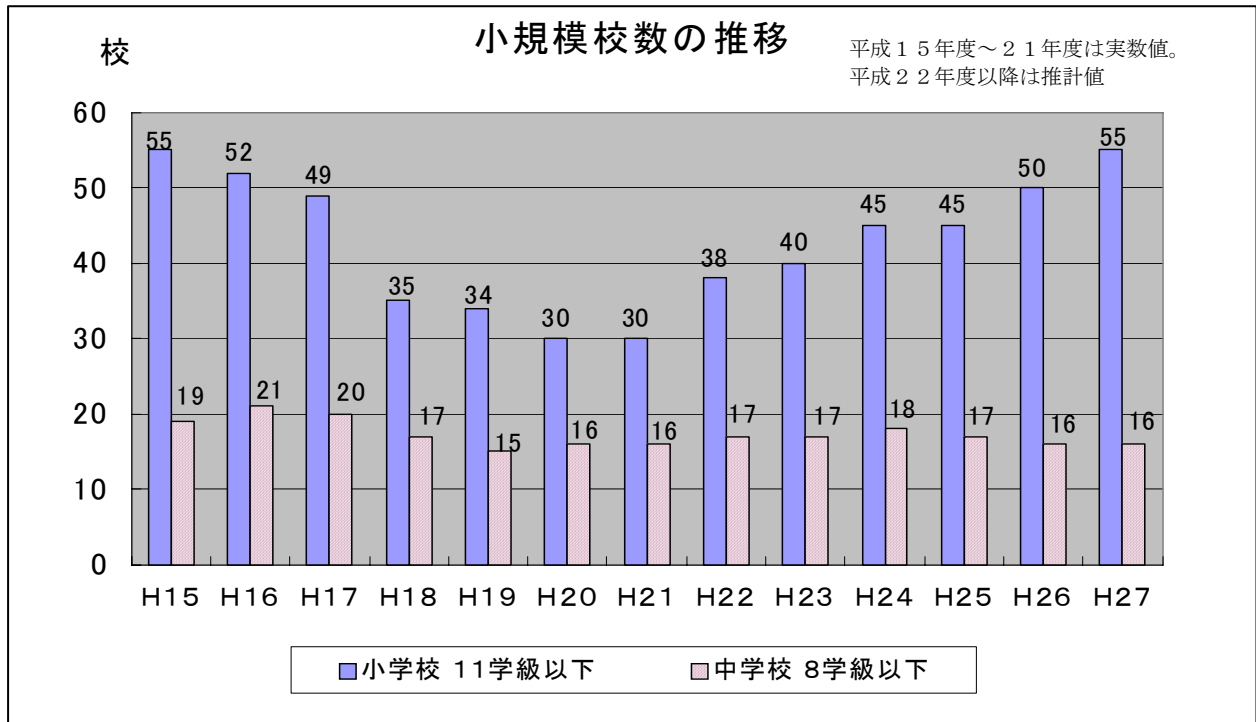


横浜市都市経営局作成 『横浜市将来人口推計(2008年11月)』よりデータ作成

平成17年国政調査の結果を基準人口とした、コーホート要因法(出生・死亡・転出入を個別に推計し合算)による2030(平成42)年までの推計値。

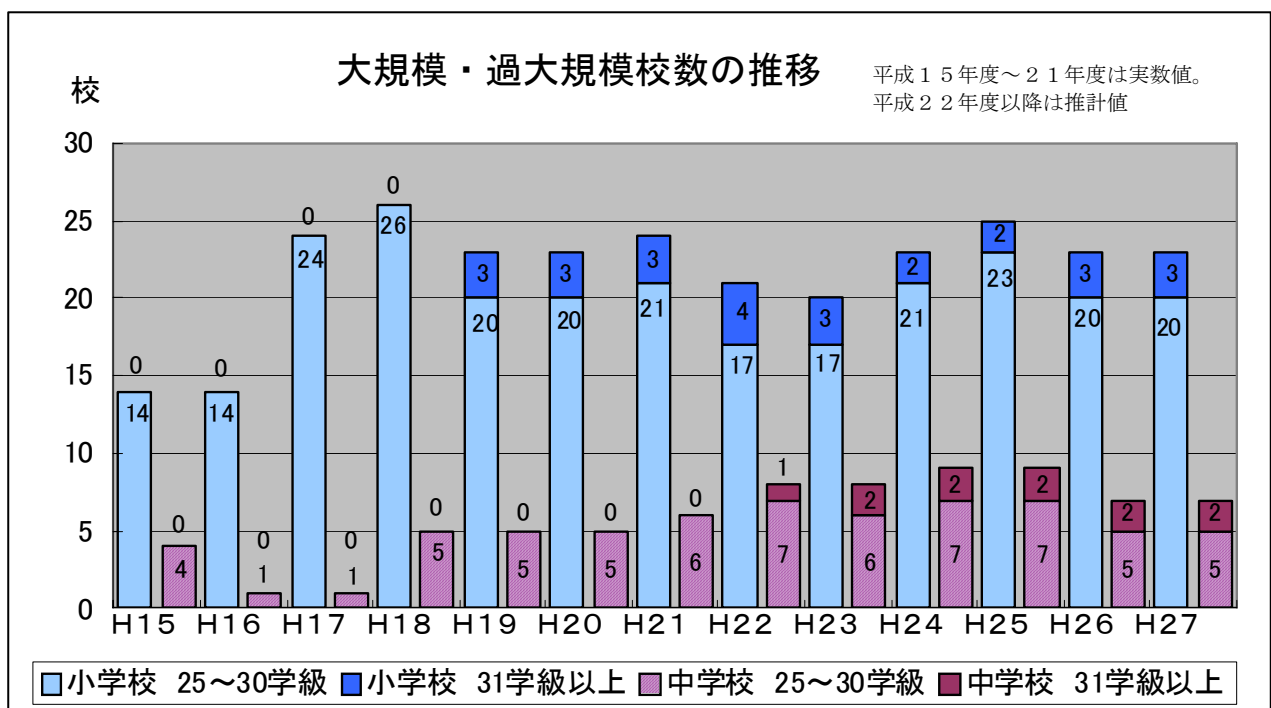
(2) 今後の小規模校、大規模・過大規模校の推移

平成21年度義務教育人口推計では、今後、小学校の小規模校が増加する見込みである。小学校の小規模校が平成21年度には30校だったのに対して、平成27年度には、55校まで増加する見込みとなっている。これは、現在の基本方針及び再編統合の検討を始めた平成15年度と同じ校数になっている。中学校の小規模校は、平成27年度まで増加する見込みはない。



<出典>横浜市教育委員会調べ

また、今後の大規模・過大規模校は、ともに年度により多少の増減は見られるものの、横ばいで推移している。また、中学校でも大規模校については横ばいで推移し、平成22年度以降に過大規模校が発生する見込みとなっているが、新設校の設置により解消される予定である。



<出典>横浜市教育委員会調べ

第2章 課題

1 通学区域制度の課題

(1) 通学区域制度を取り巻く課題

今後の児童・生徒数の減少状況、学校施設の状況によっては、平成15年度の基本方針で定めた通学距離、学校規模の考え方では対応が困難となり、これらを再度検討する必要がある。

その一方で、小中一貫教育の実施、学校施設の老朽化の進行、他の中・長期の施策の検討など、通学区域制度やそれを取り巻く状況も刻々と変化しており、それら諸施策との整合性等の検討も必要となってきた。

(2) 適正な通学距離について

現行の基本方針では、徒歩での通学を前提に、児童・生徒の体力、生活に対する影響を考慮し、望ましい通学距離は、小学校では片道おおむね2km以内、中学校では片道おおむね3km以内としている。

この基準に基づき、これまで適正な通学区域・通学時間となるように通学区域変更などの諸方策を進めてきた。

しかし、このような方策を講じても、指定校までの通学距離が望ましい通学距離を越えてしまうケースや、再編統合を進める際に、複数の学校の通学区域を1つの通学区域とすることにより、再編統合校の通学区域が適正な通学距離を超えたものになってしまうというケースが発生してきている。

また、調査によれば、遠距離通学者の在籍する学校はここ数年間で減少傾向にあるが、遠距離通学をしている児童・生徒数は増加している。これは、大規模な集合住宅の開発等により、市内の特定の地域において、遠距離通学者が増加していることが原因であると考えられ、今後はその対策の検討が必要となっている。

(3) 通学区域の弾力化の方策について

これまで基本方針に基づき、保護者や地域の信頼に応える学校づくりを推進するため、また学校選択の機会を拡大していく観点から、通学区域の一層の弾力化を推進してきた。

特別調整通学区域制度については、通学区域・通学距離の適正化という観点から、その設定区域を拡大しており、指定地区外就学許可制度については、許可理由基準の緩和や申請手続きの簡素化を行い、一定の効果が上がっていると考えられる。

通学区域特認校制度についても、制度導入から4年が経過しているが、導入当時と比較して指定校数や就学許可数も増加しており、一定の効果が上がっている。

しかし、横浜市が平成21年度に行った「横浜市通学区域制度に関する意識調査」によると、各制度の認知度が低く、十分な周知がなされていないことが課題となっているため、広く制度を周知するための取組が必要となっている。

また、学校選択制については通学区域の弾力化の一方策として検討すべきものであるが、その目的を明確に位置づけることや、地域・保護者ニーズの把握及び先行導入した他都市の検証であげられているような課題を解決するための、具体的な方策を検討する必要がある。

2 学校規模及び配置の適正化の課題

(1) 適正な学校規模の考え方について

今後減少すると見込まれる児童・生徒数の推移を踏まえ、現行の基本方針に定められている学校規模の基準について、改めて確認する必要がある。

具体的には、現行の基本方針では明確に位置づけられていない、中学校における9～11学級及び小・中学校における25～30学級の規模を位置づけ、諸施策の推進にあたっての判断基準としていく必要がある。

また、学校の施設規模が適正規模の範囲にある場合でも、教室不足により仮設校舎を設置しているなどの場合、適正規模と位置づけるべきかの検討が必要である。

(2) 大規模・過大規模校の対策について

今後減少すると見込まれる児童・生徒数の推移を踏まえ、現行の分離新設による対応策だけではなく、過大規模校の解消策の検討が必要となってきた。

また、市内においては、大規模な住宅開発によって、地域的に児童・生徒数が急激に増加し、これに対応するための校舎の増改築を行うスペースの確保や教室の内部改修が実施できない状況が発生している。

(3) 小規模校の対策について

今後、少子化に伴い小規模校は増加すると見込まれるが、現行の基本方針での小規模校対策では、小規模校を解消することが困難な地域が多くなることが予想される。

《これまでの取組の中で小規模校の再編統合が進んでいない理由》

ア 再編統合すると適正な通学距離が保てない

これまでの再編統合では、適正な通学距離（小学校片道おおむね2km以内、中学校片道おおむね3km以内）が保てる範囲で再編統合が進められてきたため、適正な通学距離を超える学校の再編統合が進んでいない。

イ 近接した再編統合の対象となる小規模校がない

これまで、小規模校が隣接する学校においては、おおむね再編統合が進んでいるが、適正規模校と隣接する小規模校は、再編統合をする学校がないため小規模校として残り、小規模化が著しい場合でも再編統合が進まない地域がある。

ウ 学校施設の規模に限界がある

既存の学校の施設規模で、再編統合校の児童・生徒を収容できない場合には、再編統合を進めることが難しくなっている。また、学校の施設規模によっては、再編統合により、少人数指導教室で活用している多目的教室などの教育上必要な諸教室を確保することが困難になり、再編統合が進まない地域もある。

3 新たな課題

小・中学校は人口急増期の昭和40年代、50年代に大量に整備されており、現在、これらが老朽化し、また一部では狭隘化が進んでおり、今後、学校施設の状況によっては、多くの学校で建替え需要が発生する見込みとなっている。

また、教育関係の施設整備費や維持保全費が減少しているなか、学校の数はほとんど変化していないため、1つの学校に充てることのできる経費が減少している。

再編統合を考えるにあたり、このような状況も考慮に入れる必要がある。

第3章 新たな通学区域制度並びに学校規模及び配置の適正化方策

1 通学区域制度

(1) 通学区域制度の法的根拠

学校教育法施行令第5条第2項により、「市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校が2校以上ある場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。」と定められている。これを受けて、「横浜市立小学校及び横浜市立中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則」により、通学区域を定め、これに基づき就学すべき学校を指定している。

(2) 通学区域制度の基本的な考え方

現行の通学区域制度は、義務教育について、その適正な規模の学校と教育内容を保障し、これによって教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的としている。

横浜市では現在「学校運営協議会」や「学校評議員制度」などで、地域・保護者の方が学校運営に参画していただく方策等を推進している。また、学校は、地域コミュニティの場としての役割が高くなっている現状において、学校に通う子どもたちが自分達の生活圏の中で学校を捉え、同じ地域の中で成長していくことが重要となっていることから、今後、現行の住所によって就学すべき学校を指定する通学区域制度を基本とする。

その上で、指定校が必ずしも直近校ではないなど、通学時間・通学距離に関する問題や地域コミュニティの関係として、同一自治会・町内会の子どもが同一の学校に通えない、あるいは小学校の通学区域が複数の中学校の通学区域にまたがっているなどの問題、また保護者等市民から一層の弾力化を望む声が多くあり、このような問題を解消するため通学区域の変更・調整や通学区域の弾力化の方策を進めていく必要がある。

【参考】

○学校運営協議会

保護者や地域住民の声を学校運営に直接反映させ、保護者・地域・学校・教育委員会が一体となってより良い学校を作り上げていくことを目指すもので、設置については、保護者や地域住民の意向やニーズを踏まえて、教育委員会が決定している。

平成16年 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和31年法律第162号）の一部改正

平成17年 「横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」

第2条 協議会は、学校運営に関して横浜市教育委員会及び校長の権限と責任のもと、保護者や地域住民等の学校運営への参画の促進や連携強化を進めることにより、学校と保護者、地域住民等との信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や児童・生徒の健全育成に取り組むものとする。

○学校評議員制度

地域や社会に開かれた学校づくりを一層推進し、学校が家庭や地域と連携しながら、特色ある教育活動を展開するため、校長が保護者や地域の方々の意見を幅広く聞くための制度。

平成12年 「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令」

→平成10年の中教審答申「我が国の地方教育行政の今後の在り方について」を踏まえ、校長のリーダーシップのもと、組織的・機動的な学校運営が行われるよう、学校教育法施行規則等の必要な規定を整備し、児童・生徒の実態や地域の実情に応じた特色ある教育活動の推進を図る。

(3) 通学区域設定にあたっての考え方

「学校規模」、「通学時間・距離」、「通学安全」、「地域コミュニティとの関係」「小学校・中学校の通学区域」を総合的に配慮して設定する。

ア 通学区域の設定

設定にあたり道路、鉄道、河川等で地形的に通学区域が区分されていることが望ましい。

イ 通学距離

横浜市では、市域の大半が市街地であり、その交通事情等の状況を踏まえると、自転車通学は困難であり、徒歩による通学を原則とする。徒歩での通学を前提に、児童・生徒の体力・通学安全などを総合的に勘案すると、望ましい通学距離は、現行の基準と同様に小学校では片道おおむね2 km以内、中学校では片道おおむね3 km以内とする。

【参考】国の通学距離の考え方

○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条（適正な学校規模の条件）

第1項第2号「通学距離が、小学校にあつてはおおむね4キロメートル以内、中学校にあつてはおおむね6キロメートル以内であること。」

第3項「統合後の学校の（中略）通学距離が第1項（中略）第2号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該（中略）通学距離は、同項（中略）第2号に掲げる条件に適合するものとみなす。」

ウ 通学安全

児童・生徒の通学時における安全を確保するため、道路交通事情をはじめとする通学路の通学安全環境を見極めた上で通学区域の設定・変更等を検討する。

エ 地域コミュニティ

自治会・町内会区域を分割する通学区域において、地域からまとまった要望が出た場合は見直しを検討する。

オ 小学校・中学校の通学区域

小学校の通学区域が2以上の中学校の通学区域に分かれている場合で、同一中学校への進学者が極端に少なくなる時には、多数の進学者と同一の中学校に就学できるように通学区域を設定若しくは変更、または、特別調整通学区域の設定等を検討する。

さらに、小中一貫教育の推進に考慮した通学区域の設定・変更等を検討する。

(4) 通学区域の適正化方策

通学区域の適正化の方策としては、これまでどおり「通学区域の変更」、「特別調整通学区域の設定」を基本として調整し、適正化を進める。

ア 通学区域の変更

通学時間・距離、通学安全、地域コミュニティとの関係、小学校・中学校の通学区域、学校の受入れ能力等に支障がない場合、通学区域の変更により適正化を図ることを基本とする。

イ 特別調整通学区域

通学区域の変更が諸事情により難しい場合は、特別調整通学区域の設定を検討し進める。

ウ その他の方策

「通学時間・距離」「通学安全」が通学区域変更や特別調整通学区域の設定で解消できない場合、または諸事情によりその変更や設定ができない場合には、状況に応じた通学環境改善策や通学支援策も検討する。

今後小規模校の再編統合時やその他状況の変化に対応し、「通学時間・距離」「通学安全」に影響を及ぼす可能性がある場合は、地域状況に応じて特別な支援策についても検討する。

(5) 通学区域の弾力化

保護者や地域の信頼に応える学校づくりを推進するため、また学校選択の機会を拡大していく観点から、通学区域の一層の弾力化を推進する。

ア 特別調整通学区域制度

通学区域の適正化などの観点からの特別調整通学区域の設定の拡大と併せて、市民ニーズへの対応など学校選択の機会を拡大していく観点から、特別調整通学区域の設定の検討を今後も進める。

イ 指定地区外就学許可制度

これまで許可基準の緩和や申請手続きの簡素化を図ってきたが、今後も引き続き制度を周知する工夫や、必要に応じて許可基準の見直しを検討する。

ウ 通学区域特認校制度

特認校各学校の特色面や、制度の認知度の面など、制度導入から現在まで課題となる部分の解消を含め、引き続き現行制度をより周知するための取組を進めるとともに、現在の制度内容の見直しを検討する。

エ 学校選択制

通学区域の調整をはじめ、指定地区外就学許可制度、特別調整通学区域制度、通学区域特認校制度など、学校選択の機会を拡大する観点から通学区域制度の弾力化を推進しているが、子ども・保護者からの要望に、現行の通学区域制度に関するニーズが十分に答えられていない現状がある。

そこで、これらの状況を総合的に勘案し、学校運営や地域コミュニティに大きく影響しない範囲で、従来実施してきた制度に併せて、一定の制限を設けた上で更なる学校選択機会の拡大のための新たな方策としての学校選択制について、他都市における課題の研究とともに、保護者や地域、学校関係者などからの意見や、ニーズを把握しながら検討を進める。

2 学校規模と配置の適正化

(1) 適正な学校規模の考え方

教育効果との相関、教員配置など教育指導面における充実や管理運営面、学校施設・設備の効率的な使用などから総合的に判断し、次のとおり、適正規模等の範囲を定める。

ア 適正規模校

【小学校】 12～24学級（1学年2～4学級）

- ・各学年2学級以上あることにより、どの学年でもクラス替えができる。
- ・各学年2学級以上あることにより、総合的な学習等における課題別の活動や特別活動等の充実を図りやすい。
- ・各学年4学級以下であることにより、児童一人ひとりの個性の伸長、個に応じた適切な教育を行いやすい。

【中学校】 12～24学級（1学年4～8学級）

- ・各学年4学級以上あることにより、総合的な学習等における課題別の活動や選択教科の範囲を広げやすい。
- ・全校で12学級以上あることにより、原則として各教科複数の教科担当が配置でき、それぞれの学科で組織的な教科経営や生徒指導がしやすい。
- ・各学年8学級以下であることにより、生徒一人ひとりを実際に把握し、適切な教育を行いやすい。

イ 小規模校

【小学校】 11学級以下

- ・11学級以下では、クラス替えのできない学年が生じるため、人間関係などに問題が生じた場合、解決が困難になりがちである。
- ・単学級の場合、一人の教員が学級経営や教科経営を行うため、独自の判断になりがちで、切磋琢磨の機会も制限される。
- ・一人の教員が担当する校務分掌（児童指導等）が多くなり、学級経営、教科研究などに費やす時間が制約を受ける。

【中学校】 8学級以下

- ・効果的なクラス替えができる各学年3学級以上を確保できない。
- ・8学級以下では、総合的な学習等における課題別学習、部活動等の選択幅が限られやすい。
- ・特別教室、体育館、プール等の施設・設備の活用率が低くなりがちである。

ウ 準小規模校

【中学校】 9～11学級

- ・効果的なクラス替えができる3学級以上を確保できる。
- ・適正規模校より全体の生徒数が少ないため、総合的な学習等における課題別学習や部活動の選択幅が限られる場合がある。

エ 大規模校

【小・中学校】 25～30学級

- ・保有教室数や特別教室等が充足している場合は、教育指導面において適正規模校と遜色ない教育を進めることができる。
- ・児童・生徒一人あたりの校舎面積、運動場面積が著しく狭隘な場合は教育内容に支障が生じる。

オ 過大規模校

【小・中学校】 31学級以上

- ・児童・生徒一人ひとりの個性や行動を把握し、児童・生徒指導を充実させるには規模が大き過ぎる。
- ・1つの学校としての一体感を保ち十分な共通理解を図る面で規模が大き過ぎる。
- ・特別教室、体育館、プール等の施設を使用する授業の割り当てが難しくなる。

【参考】 国の標準規模・適正規模に関する考え方

○学校教育法施行規則

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第79条 第41条から第49条まで、・・・(略)・・・第68条までの規定は、中学校に準用する。(以下略)

○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条（適正な学校規模の条件）

第1項第1号 学級数がおおむね12学級から18学級までであること。

第2項 5学級以下の学級数の学校と前項第1号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同項同号中「18学級」とあるのは、「24学級」とする。

第3項 統合後の学校の学級数（中略）が第1項第1号（中略）に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数（中略）は、同項第1号（中略）に掲げる条件に適合するものとみなす。

(2) 学校規模の適正化方策

ア 基本的な考え方

基本的な学校規模の適正化方策については、通学区域の変更や弾力化等の手法を検討し実施することにより、小規模校、大規模・過大規模校の解消を図る。

また、適正規模校でも、教室不足で仮設校舎の設置がされていたり、将来的に教室不足が生じる恐れがある場合は、早期に通学区域の変更や弾力化等の手法を検討し実施することで、仮設校舎や教室不足の解消を図る。

イ 小規模校対策

小規模校の問題を解消し、教育環境を改善するとともに、効果的・効率的な学校経営を行うために、地域と十分に調整を図り、地域住民の理解と協力を得ながら、学校の統合、通学区域の変更等を行い学校規模の適正化を推進する。

また、通学区域の変更・弾力化等が実施できない場合や実施によっても小規模校が解消しない場合については、学校の統合について検討を進めることとする。

(ア) 学校の統合の対象となる地域

- a 小規模校の学校が複数近接する地域
- b 小規模校と適正規模校が近接する地域
(但し、再編統合校の規模が恒常的に25学級以上(大規模校)となる場合は除く。)
- c 小学校または中学校が小規模校で学校が近接しており、同一敷地内で施設の共用等による小中併設校の設置ができる地域
- d 小規模化の進行が著しく、教育環境確保のため早急な対応が必要な地域
※準小規模校を含め、将来小規模化が予測される学校も、小規模校と同様に対象とする。

(イ) 統合の方法

既存の学校施設を活用して統合することを基本とし、既存の学校施設の規模が不足する場合は、施設拡充により対応することも検討する。また原則として、統合に伴う新設校の建設は行わないこととするが、既存の学校施設について建替えの検討が必要な時期にきている場合は、これも考慮する。

統合にあたっては、通学区域内の土地の利用予測などを踏まえ、将来的にも人口急増の可能性の少ない学校を対象とする。

(ウ) 統合の進め方

保護者・地域住民の理解と協力を得られるよう「小規模校再編検討委員会」(仮称)等を設置し、十分調整をする。

(エ) 再編統合時の配慮事項について

- a 再編統合の対象校の児童・生徒及び保護者・地域住民に対しては、対象であることの周知と課題の共有を早期に積極的に行う。
- b 児童・生徒の教育環境が低下することがないように再編統合校の施設に配慮する。
- c 再編統合前後の過程において、児童・生徒の心理的負担の軽減に努める。
- d 小学校の再編統合については、小中一貫教育の観点から、中学校通学区域や小中一貫ブロックに配慮する。
- e 再編統合により適正な通学距離が保てない場合、通学支援策を検討し実施する。

(オ) 統合により生み出される旧学校施設の利活用

統合によって生み出される土地、建物については、貴重な行政財産として地域のニーズにも配慮した、幅広い視点から利活用の検討を行う。

ウ 過大規模・大規模校対策

児童・生徒の急増により、大規模校や適正規模校が過大規模化することが見込まれる場合や教室不足が見込まれる場合には、学校の分離新設や増築等による対策だけでなく、早期に大規模な通学区域の変更等を進めていく必要がある。

また、通学区域調整による方策だけでなく、指定校以外の学校へ就学を認める取組を検討するなど、新たな適正化の方策の検討を進める必要がある。

分離新設をする条件としては、次のとおりとする。

◎分離新設を検討する条件

学級数が31学級以上の過大規模の状態が続き、通学区域の変更等によってもその解消を図ることが困難な場合。ただし、施設、教育内容、児童・生徒指導などに支障がない場合はこの限りではない。

また、大規模校（25～30学級）で、次のような条件に該当する場合も総合的に検討する。

- a 児童・生徒一人あたりの校舎面積、運動場面積が著しく狭隘な場合
（文部科学省が定める小・中学校設置基準に比べて著しく狭隘な場合又は学校行事での使用等に制約を受ける場合）
- b 設置当初から保有教室数が少なく、かつ増築のスペース確保や内部改修等ができない場合。
- c 分離新設による通学区域の変更に併せ、隣接校の大規模校化の解消が図られる場合。

なお、分離新設を検討する場合、分離新設するための予定地の確保状況を考慮に入れる。

工 新しい課題に対する方策

小規模校対策としてだけの再編統合ではなく、校舎の経過年数を踏まえ、建替えを考慮した再編統合を推進する。

また、経費節減のための建替えによる再編統合、及び大規模な学区調整により、増築などの施設整備に係る費用軽減を検討する。

3 その他の方策についての考え方

(1) 計画の策定

基本方針に基づく通学区域制度や学校規模に関する見直しを推進するにあたっては、児童・生徒やその保護者、さらには地域にとって重要なことであるため、市民ニーズ等も踏まえつつ、再編統合など中期的な視点で計画を定め、公表し、実施していくものとする。

また、住宅建設の動向など児童・生徒数を変動させる諸要因を見極める必要があるため、毎年度の義務教育人口推計を基に、年度ごとに実行計画を作成・公表し、実施していくものとする。

(2) 情報の提供

小・中学校の通学区域に関する情報は、児童・生徒やその保護者にとって重要な情報である。また、学校は、地域社会との深いかかわりをもっており、通学区域は、まちづくりを考える際の地域社会の基盤を形成する単位として、また、地域防災の観点からも重要な要素となっている。

このため、これまでも教育委員会のホームページなどを通じて情報提供に努めてきたが、今後も今まで以上に通学区域制度や学校規模に関する諸施策について、保護者をはじめ広く市民の皆様にも周知するなど積極的な情報の提供を推進する。

(3) 通学区域等に関する相談機能等

通学区域の設定・変更、就学指定等に関する相談は今後増加することが予測される。

そこで、通学区域や就学指定について、市民サービス向上の視点から、通学区域、就学指定に関する相談体制を充実する方策を検討し、方面別学校教育事務所との連携や区役所との調整を検討する。

(4) 基本方針の見直し

この基本方針は、学級編制基準の改訂等の教育制度改革や市民ニーズの変化等社会情勢を踏まえて必要に応じて見直すものとする。



平成22年9月

〒231-0017 横浜市中区港町1-1
横浜市教育委員会事務局 施設部 学校計画課
電話 045-671-3252 FAX 045-651-1417

